

参議院緊急集會 期限等の定のある法律につき当該
特別委員会會議録第三号

昭和二十八年三月二十日(金曜日)午前
十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 中川 幸平君
小林 政夫君
山田 節男君
菊川 孝夫君

委員

石村 幸作君
上原 正吉君
草葉 隆圓君
長谷山行毅君
宮本 邦彦君
安井 謙君
高橋 道男君
館 哲二君
溝口 三郎君
相馬 助治君
小笠原二三男君
成瀬 幡治君
一松 定吉君
松浦 定義君
谷口弥三郎君
千田 正君
須藤 五郎君

國務大臣 緒方 竹虎君
政府委員 内閣官房副長官 江口見登留君
法制局長官 佐藤 達夫君
法制局第一部長 高辻 正巳君

本日の會議に付した事件

○期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) これより期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案特別委員会を開会いたします。

昨日までに本法案につきまじしての質疑応答は了したものと認めまじして、これより討論に入ります。

○須藤五郎君 私はこの法案に對しまじして反對の意思を表明したいと存じます。

なぜならば、この法案は吉田政府四年に亘るところの悪政の結集の断末魔におきまじして、なお二カ月間の延長を意圖するものでありまじして、これは許すべからざることで存じます。その点から私は反對をいたしたいと思ひます。なお、この法案の出し方が、いろいろ種類の違つたものが一括一つの法案として出されてゐる。こういう出し方に對しまじしても私は異議を申立てるものであります。余り時間を取りまじしては、皆さんに御迷惑だと思ひますので、共産党は黙つていても、共産党の言うことはもう皆さん赤いりんごの黙つていてもという歌がある通りです。から、もう喋らなくてもおわかりだと思ひますので、極く要点だけを申述べたいと思ひます。

先ず少年院法でありますが、これは昨日の質問におきまじしても述べまじした通り、過去三年に亘つて当局の怠慢と

熱意の足りないために予算措置ができてないということ、どん／＼と延びておきまじますが、昨日伺ひますと、航空用ガソリンなどに減税をやろうとしておる。そういう面に減税をやつて、折角入つて来る金を会社のほうにやる、こういうことに対して非常に熱意を持ちながら、少年院の設備のためには少しも金を出そうとしない。これが即ち吉田政府の本質だと思ひます。こういう点から私は強く反對をするものであります。

又國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置法、これも即ち軍需物資であるマンガンとかモリブデンとか、タングステンとか、こういうようなものを、アメリカの戦力に片棒担ぐために、もと／＼こういう法案ができてゐるものであります。こういうことに關しまじしては異常の熱意を以て僅か二カ月でも空白を残さないために戦争準備の法案としてこれが出されて來ておる。こういうことに關しまじしては、我々平和を欲する者は賛成をすることができないのであります。

又外國人登録法におきまじしても、昨日も申しましたから、申上げる必要はありまじませんが、こういうことはもう二カ月延ばす必要がないので、即刻廃止すべき性質のものであります。それを二カ月延ばそうというところにやはり吉田政府の性格が現れておきまじます。ですから私はこういうものは即刻廃棄すべきものだということを強く主張いたしまじして、簡單であります。今回の法案

に對しまじしては、反對をするものであります。

○中川幸平君 自由党を代表いたしまじして、この法律案に賛成の意を表明いたしたいと存じます。

期限等の定のある法律を数項目期限等を変更せんとして盛り込んである法律であります。この中に参議院の緊急集會として相応しくない項目があるやの御意見もあり、又先般の特別国会と何らの關係がないという御意見も伺つておるものであります。一応御尤もであります。この解散に伴うところの暫定措置として出される以上、先般の特別国会の審議の過程も検討せんければならんと考へるものであります。例えば厚生省の設置法の第一部改正を例にとつて見ます。先般の第三国会におきまじして、機構改革によつて引揚援護庁は内局に決定いたしたのであります。ときたま／＼遺族援護の事務が輻湊した。これを早急に処理するためには時期的に相応しくないから一カ年延期しよう、と、従つて昭和二十八年四月一日まで施行期日を延期いたしたのであります。この施行期日を前にいたしまじして、中共への引揚者の受入態勢を整えなければならん時期に至つたので、これの万全を期するためになお一カ年延期をしようというものが、厚生省の設置法の一部改正であつたのであります。これは衆議院も通過いたし、参議院の内閣委員会も満場一致を以て決定をいたしたのであります。十四日の土曜日に本會議が若し開かれるならば

これは成立いたしたのであります。さうにいたしまじして実情を勘案し、又国会の意思も尊重して、取りあへず二カ月延長する。従つてかような項目が、ただ地方税法は事務的に一カ月、その他は次の内閣の成立するまで、又国会の機能の發揮する即ち立法院の審議権を尊重して、二カ月間延長しようという法案でありまじして、いずれも適切な処置と存じまじして、賛成の意を表する次第であります。

○山田節男君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまじして、只今議題となつておきまじする期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案に對して賛成の意を表するものであります。

昨日質疑におきまじして、各委員からの御意見等を総合して見まじしても、この法案の出し方、又法案の内容等におきまじしては遺憾なものが非常に多いのであります。御承知のように本案はこの憲法第五十四条第二項によりまじする緊急集會の本質は、飽くまで國のために緊急の要がある場合、而してこの緊急集會でとるべき措置は飽くまでこれは臨時的なものであります。かような憲法の解釈からいたしまじしても、この議題となつておる法案に對しまじしては、幾多の疑義があるものであります。私どもが殊に遺憾に存じまじしたことは、かような法律案を、いろ／＼な内容を含みまじするものを一括して出す、こういう一つの方法に對しまじする一つの意見であります。又先に政府が撤回い

いたしました、この法案の一つの項目を成しております第一号の、第二号の第三号の義務教育費国庫負担法の附則第一項の撤回問題であります。これらを見まして、この法案を参議院の緊急集会に提出するに当りましては、その総合審査の任に当ります法制当局におきまして、この緊急集会の本質に對しまして忠実でなかつたのではないかと疑念も生ぜざるを得ないのでございます。かような点からいたしまして、この参議院の第二回の緊急集会におきまして、今後の参議院の緊急集会のよりよい護憲的前例を作る意味におきまして、私は今回の政府のとりましたこの議案の提出方法並びに内容につきましては、極めて遺憾に感ずるのであります。今後参議院の緊急集会に提出される議題につきましては、政府はもとよりであります、殊に法制局におきましては、この憲法の第五十四条の規定をこれを守るために極めて厳格な緊急集会に符合、即ちすべき議案の内容を十分慎重に審査されて提出されるように取計られんことを強く希望いたします、この法案に對しまして賛成する次第であります。

○菊川孝夫君 私は社会党の第四控室を代表いたしまして、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案に對しまして、極めて不本意でございますが、賛成の意見を述べたいと思ひます。と申しますのは、丁度衆議院の選挙、参議院の通常選挙も目前に迫つておりまして、期限等の関係もございまして、十分これを審議し、又修正を加え、或いは政府に撤回を求めたりして十分なる審議をする余裕がございません。で各法案につきま

して一応昨日質疑いたしましたところ、本緊急集会に提案するにはどうか、審議の対象とするには疑義がある面が多々あるのをごいいます、併しそういうた期限の関係等を考えまして、一応臨時の処置として止むを得ざるものとして賛成するわけでございませう、この緊急集会に當りまして、特に我々として最も遺憾とし、且つ不満に存じますのは、憲法六十九條の解釈でございますが、成るほどこの六十九條は素直に読みますと、法制局長官が説明しましたように、衆議院の内閣弾劾権と、内閣の衆議院解散権と二つを併列させて国民の輿論に問ふことになつておるといふ点については、我々も決して疑義を挟むものではないと思ひます。併し今回の解散が何と申しまして、解散になる段階へ来たといふことを先ず振り返つて見なければならぬことが第一であります。而も特別国会におきまして解散するのが果して憲法上許されておるかどうかといふことも考へて見なければならぬ点だと思ひます。而も二十八年度の總予算案の審議中であり、且つ、二十八年度にいろ／＼国として國際情勢と睨み合はして施策しなければならぬ点が多々あつたわけでありまして、いろ／＼重要法案が出ておる際におきまして、而も成立當時の党内情勢が變つたといふところからこういう解散といふ事態まで持つて来たのは、憲法六十九條の濫用であり暴用であると思ひます。内閣は総辭職をして、そうしてあの事態の收拾を反對党に委ねるべきが正しかつたと思ひます。であります、こういう見地から

いたしまして、この緊急集会にこのような法案を出して来ることは、今の内閣の責任において出すことは誠に當を得ない、これは先般の緊急集会におきまして、我々参議院が一致いたしました教育委員の選挙期日と、たゞ／＼解散された衆議院議員の選挙期日とが非常に切迫すると申します、が、近いうちに、いろ／＼と混乱を生ずるであろう。従つて衆議院議員の総選挙が終つて、それからゆつ／＼議論をしてから、この教育委員制度を検討して、そして選挙すべきものなら選挙をするようにしたらどうかといふような助言を実は政府に非公式ではございしましたがいたしたのでございませう、併しながら政府としては飽くまでも現行の法律をそのまま運用して、これを直すといふようなことは政府としてはやるべきではない、こういう考へで以て緊急集会に臨んで止むを得ざる処置だけをするのだといふこういう御見解であつたわけでありませう。その政府が今回のそれは生きておる法律が、とにかく悪い例は別といたしまして、も、生かして行くといふ原則を崩しまして、今度はその法律を少しの間効力の発生を延ばそう、或いは逃がしておこう、こういう法律案を出して来るということは、矛盾撞着しておると私は思ふのでございませう、この前の経緯から考へても、これは政府として出す義理合ではない、出せた義理合ではない、私は考へるのでございませう、極めていふ点からいたしまして、極めて我々は遺憾とするものでございませう、併しながら（反對せよ反對せよ）と呼ぶ者あり）今須藤君が反對せよと言われまうが、例えば勤勞所得税の源泉徴収を、若しもこれを生かすということになりまうならば、反對してこれが否決されるという事になりまう、四月一日からこれは増税になる、今よりは少くとも増税になる。こういうのも一括して提案されておる、うしろ／＼混乱する面もある。従いまして止むを得ずこれらの点は何とか処置しなければならぬ。而もこれらの法律は、今出して来ておる、十五国会に恒久的な処置として法律改正案として出して来ておるもので、而もこれが衆議院において論議の中心になつておつたり、審議の真最中であつたり、或いは衆議院において可決されて参議院に回付されて来ておつたような法案が、たくさんあるわけでありませう。それらを今の効力を二月間延ばすといふだけで、打切るといふことについて、これは大きな疑問を持つものであります。特に第一條の租税特別措置法の第二十六條第一項のときは、日本航空の援助をするような法律であります。而もこれを期限を定めてやるということとは、昨日も申し上げましたように、これは政權を担当したものが、ややもいたしますと、その当該会社と結んで利権関係が生じる虞れが極めて多い、こういうような性質を持つておる法律案であり、又少年院法は、これは早くからもつと少年院を拡充して、そうして少年の善導輔導に當らなければならぬにもかかわらず、街には新興ビルディングはどん／＼と建つて行くにもかかわらず、一番大事な少年の保護といふことについては殆んど顧みられず、破れた硝子、或いは汚い寝床で寝かしておために、少年の集団脱走と

いふものがはう／＼とき／＼起るわけでありませう、そういうような事態に放置しておくといふことからも、これは吉田内閣の四年間のやはり悪い面の現われた極端な点だといふことを指摘しなければならぬと思ひます。（裁判所、検察庁は立派にできてゐると呼ぶ者あり）なお引揚援護法の外局としてそのまま残すといふ点につきましては、これは我々もあの行政組織を變更の際の法案審議に當りまして、これは今やるのは適當ではないではないか、内局に變更するといふふうにはないか、まだ中共にもたくさん残つておる。又ソヴェイトにもたくさん残つておるといふことを言われておる。これらの人々を一日も早く国内に迎へ入れるようにするために援護率は率先してやるべきではないか、共產党はおらん、と頭張つておられますが、果して中共はおつたわけでありませう、（中共におらんといふことをいいやしないよ）「まだおらんやないか」「やかましい」と呼ぶ者あり）その点から考へまして、このまま残しておいて、而も外局として残しておいて引揚援護に當るべきではなからうかといふ主張をしたのであります、政府は強引に内局にしておいて、今又、今度は中共の引揚が始まつたので、それ大變だといふので二カ月間内局にするのを延ばすといふような法律案を出して来るということから考へまして、計画的でない、而も見通しをもちつとも持たない、それから國際的な情報等を收拾する面においても、緒方さんは曾つて情報局總裁であつて、非常に情報をつま／＼收拾される人が官房長官になられたので、それ

ところがそれが二月延ばされるということとは不都合ではないかというので、我々が努力した結果撤回した。同じように恩給が当然もらえることになつておつたのが、いわゆる勅令六十八号によつてずつと昭和二十八年の三月三十一日までやはり停止された。だから軍人はもらえるのに停止されたといつて困つた話だなと思つていたが、今度は二十八年の三月三十一日が来れば、当然我々が恩給がもらえることを復活できるからと楽しんでゐるのに、今度又二月延期するということになると、これらの軍人はどうなるのですか。だから私はこの点についてはよほど政府の意見を聞いて、そうして半額国庫負担と同じように、これはこのままに延期しないで、効力を三月三十一日に発生せしむるようになして、軍人恩給というものを支給したい。これによつて全国の八百万人の旧軍人若しくはその家族等が、僅かに自分らが国家のために尽したことを心から慰めることができようと思つてゐる矢先に又二月延期された。二月延期された結果はどうなるかという、恩給の支給は七月、十月、一月、四月ですが、結局七月でなければ、この五月三十一日が済んで七月でないと思給がもらえないことになる。のみならずこれが三月三十一日

に効力發生ができれば、この恩給証書というものを担保にして金を融通することもできるが、それもできない。これは甚だ私は残酷だと思う。だからこの点につきまして、ただ私がこれに一人だけ反対して云々というようなことで、この法律の緊急の必要のあるという点についてこれが傷がつくということとは、私は好みませんから、どうか

政府もこの五月三十一日に、言い換えるならば恩給を受けるのは七月の十一日ですから、それまでの間に軍人の人の困つてゐるようなことについて、何らかの一つ措置を考へてもらいたいということだけは是非お願いをしておいて、そうしてこの法案の全部には不満足ながら賛成をいたしまして、そうして円満に行くことをお願いいたします。

それから朝鮮人の指紋をとる問題等も、これは私は三月三十一日ということについて、延ばす理由を昨日厚生省の課長かにお願ひしましたが、これは或るほど朝鮮人の人たちの意見を聞いて見ると、我々と台湾人だけが指紋をとられるのだ、あとの諸外国の人は指紋をとられない。指紋をとるということによつて如何にも我々が犯罪人であるかのごとき待遇を受けるということとは甚だ面白くないから、でき得べくんば指紋をとるということはやめて、その他の措置によつてやつてもらいたいのだ、それらのことについては各方面に目下陳情してゐる、だからしてその陳情によつて国会議員諸君が成るほど朝鮮人のこの主張は正しいのだな、わざ／＼これに対して指紋をとるといふことは一つしなくてもいいじゃないか。これがとれるまで何とかして延ばしてもらいたいということも、聞いて見れば尤もです。こういうことについて延期するということに反対しませんが、何にしても半額国庫負担の問題と恩給効力発生の停止というものは一つ考えなければなりませんから、先のやつは撤回されたからいいですが、この恩給の問題だけは何とかして……、こういうことが通過いたしますれば、五

月三十一日までは恩給はもらえない、のみならず五月三十一日が通過しても、今度は証書というものを手に入れたもそれは七月十一日以後でなければ恩給はもらえない、これが延期されなければすぐに恩給証書を手に入り、すぐにその恩給証書を担保にして金を借りるということもできるのですから、これは甚だ軍人諸君に対してお気の毒に思つておりますから、是非一つこの点については何らかの措置を考へて頂きたい。そうして次の法案の成立するまでの間の、これこそ本当に緊急措置を一つ考へてもらいたいということを条件にして、私は本法案には賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) これを以ちまして討論の通告者の御発言は終りました。他に御発言のかたはありますか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) もはやないと認めます。

それではこれより採決をいたします。期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案全部を議題といたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこの法律案全部につきまして賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつて本案は可決せられました。つきましては、本案に賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

館 哲二 成瀬 幡治

小笠原三男 菊川 孝夫
上原 正吉 宮本 邦彦
石村 幸作 中川 幸平
安井 謙 草葉 隆圓
長谷山行毅 小林 政夫
高橋 道男 山田 節男
相馬 助治 谷口弥三郎
一松 定吉 松浦 定吉
千田 正 溝口 三郎

○委員長(河井彌八君) なお本日本議場におきまして、委員長が報告をいたさなければなりません、その報告は委員長にお任せ願ひしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さうに取計らいます。

甚だ不慣れた委員長でありましたが、〔ノー／＼〕「委員長」と呼ぶ者あり、皆様の御協力を得まして、無事に済みましたことを、ここにお礼申し上げます。(拍手)

それではこれを以て散会いたします。

午前十一時二十九分散会